

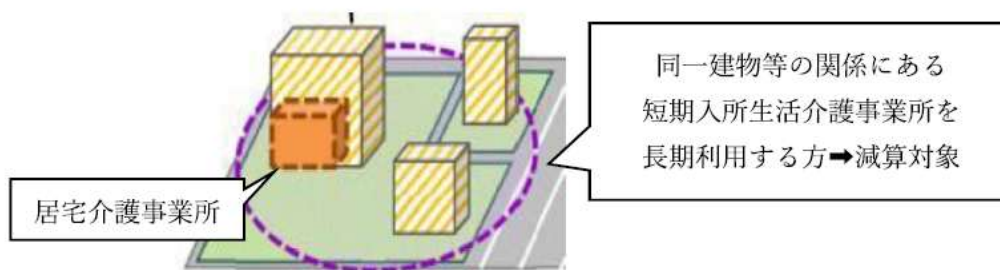
5. 居宅介護支援事業所の同一建物減算に係る取扱いについて

ロングショートステイ利用者による同一建物減算について

令和6年度介護報酬改定において、「居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者(以下、「同一建物等」とする。)」に対してケアマネジメントを行った場合に同一建物減算が追加されています。

居宅介護支援事業所と同一建物等の関係にある短期入所生活介護を長期間にわたって利用している場合も、同一建物減算が適用されますので、適正な給付費算定に努めてください。

なお、令和6年4月から同一建物減算が新設されたことを踏まえ、同一建物等の関係にある短期入所生活介護を長期間にわたって利用しているにもかかわらず、同一建物減算を適用していない事業所におかれましては、過誤調整等のご対応を行ってください。



参考資料

厚生労働省『令和6年度介護報酬改定における改定事項について』P.140

4. (1) ⑧ 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

概要	【居宅介護支援】
<p>○ 介護報酬が業務に要する手間・コストを評価するものであることを踏まえ、利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合には、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となるよう見直しを行う。【告示改正】</p>	
単位数	
<現行> なし	▶ <改定後> 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 所定単位数の95%を算定 (新設)
算定要件等	
<p>対象となる利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者 指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(上記を除く。)に居住する利用者 	